

身体障害者等を対象とした 東通村臨時職員募集

1 採用職種、募集人員及び勤務地

(1) 臨時職員

募集人員 1名

勤務地 東通村役場庁舎又は各施設

採用年月日 平成28年4月(予定)

2 受験資格

次の全ての要件を満たす方が受験できます。

- (1) 高等学校卒業程度以上の学力を有する方
- (2) 身体障害者手帳、愛護手帳、精神福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
- (3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な方

3 勤務条件等

- (1) 賃金 : 村の規定により支給
(月末締め翌月10日口座振込)
- (2) 勤務時間 : 8:15~17:00
(一般的な勤務の場合)
- (3) 休日 : 土、日、祝日、年末年始
- (4) 雇用期間 : 6ヶ月
(勤務成績優秀な場合更新有り)
- (5) 加入保険 : 健康保険、厚生年金保険、
雇用保険に加入

4 試験方法

面接による(日時、場所等は別途通知します)

5 応募方法(出願書類)

次の書類について、下記まで提出してください。
なお、提出書類を郵送する場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書してください。

(1) 履歴書(市販の履歴書で可)

※ 自筆記入、顔写真貼付。

(2) 身体障害者手帳等の写し

※ 願書等提出先

〒039-4292

東通村大字砂子又字沢内5番地34

東通村役場 総務課

6 願書受付期間

平成28年3月1日(火) ~

平成28年3月15日(火)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

※郵送にて提出の場合は、3月15日(火)
必着有効とします。

7 その他

試験に関する問い合わせは

東通村総務課

(TEL0175-27-2111 内線271)まで

◆ 自動車税と住所変更について

下北地域県民局県税部からお知らせ

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることとなります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/011_henkouindex.html

<お問合せ先> 下北地域県民局県税納税管理課 ☎22-8581 (内線210、211)